

第 85 回文化審議会国語分科会（Web 開催）・議事録

令和 5 年 9 月 29 日（金）
10 時 00 分 ～ 11 時 55 分
文部科学省 3 階・3F2 特別会議室

〔出席者〕

（委員） 浜田分科会長、森山副分科会長、石黒、川瀬、木村、齋藤、佐藤、島田、滝浦、戸田、長岡、永田、長山、成川、西村、古田、前田、真嶋、松岡、松田、村上、毛受、山本（真）、山本（玲）、四ツ谷各委員（計 25 名）

（文部科学省・文化庁） 合田文化庁次長、今村国語課長、小林日本語教育推進室長、福田地域日本語教育推進室長、堀国語課長補佐、伊藤国語課長補佐、武田主任国語調査官、鈴木国語調査官、町田国語調査官、増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官、齋藤日本語教育調査官、石澤養成研修専門官、北村日本語教育専門職、文部科学省総合教育政策局国際教育課平山専門官ほか関係官

※ 森山副分科会長及び事務局は、3F2 特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 1 第 84 回文化審議会国語分科会議事録（案）
- 2－1 国語課題小委員会におけるローマ字のつづり方に関する委員の意見（案）
- 2－2 日本語のデジタル言語資源の整備に関する国語分科会の見解（案）
- 3 日本語教育機関認定法の省令等のパブリックコメント資料
- 4 認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項（案）
- 5 認定日本語教育機関への実地視察について（案）
- 6 認定日本語教育機関教育課程編成のための指針（案）
- 7 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に係る規程の審査基準（案）
- 8 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の審査における審議会の確認事項（案）
- 9 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関への実地視察について（案）
- 10 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関のコアカリキュラム（案）
- 11 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの審議状況報告
- 12 令和 6 年度概算要求について
- 13 文化審議会国語分科会における審議スケジュール

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（第 23 期）
- 2 国語課題小委員会（第 23 期）における審議の内容
- 3 日本語教育小委員会（第 23 期）における審議内容について
- 4 日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメントに寄せられた主な御意見
- 5 令和 4 年度日本語教育実態調査報告書（国内の日本語教育の概要）
- 6 令和 4 年度大学等日本語教師養成課程及び文化庁届出受理日本語教師養成研修実施機関実態調査研究報告書

- 7 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）
- 8 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

〔経過概要〕

- 1 事務局から事務局の異動について紹介があった。
- 2 開会に当たり、合田文化庁次長から挨拶があった。
- 3 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 4 前回の議事録（案）が確認された。
- 5 森山副分科会長（国語課題小委員会主査）から、配布資料 2－1「国語課題小委員会におけるローマ字のつづり方に関する委員の意見（案）」及び 2－2「日本語のデジタル言語資源の整備に関する国語分科会の見解（案）」を用いて、国語課題小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答が行われ、配布資料 2－2 について了承された。
- 6 浜田分科会長（日本語教育小委員会主査）と事務局から、配布資料 3 から 11 を用いて、日本語教育小委員会における審議について報告があり、報告に対する質疑応答が行われた。
- 7 事務局から、配布資料 12「令和 6 年度概算要求について」の説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。
- 8 事務局から、配布資料 13「文化審議会国語分科会における審議スケジュール」の説明があり、次回、第 86 回国語分科会は、令和 6 年 3 月 11 日（月）午後 3 時から開催することが確認された。
- 9 各委員の発言及び事務局からの説明は次のとおりである。

○浜田分科会長

ただ今から第 85 回文化審議会国語分科会を開会いたします。

本日は、御多用のところ御出席くださり、誠にありがとうございます。前回に引き続き、今回もオンラインでのウェブ会議としての開催となります。

初めに、事務局の異動について御説明をお願いします。

○伊藤課長補佐

事務局の体制変更について御報告申し上げます。

令和 5 年 8 月 8 日付けで文化庁次長に合田哲雄、9 月 1 日付けで国語課長に今村聡子、7 月 7 日付けで地域日本語教育推進室長に福田和樹がそれぞれ着任しております。開会に先立ちまして、次長より御挨拶をさせていただきます。

○合田次長

文化庁次長の合田でございます。第 85 回国語分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には日頃から国語施策、日本語教育施策の推進に大変な御尽力を頂いておりますことを、心から感謝申し上げます。

国語分野については、国語課題小委員会において、ローマ字のつづり方に関し統一的な考え方を示すことの必要性も含め、御検討いただくとともに、国語に関する言語資源の整備に関して御検討いただいております。生成 AI の飛躍的な進展など、国語をめぐる社会状況が急速に変化する中、頂いた御意見をしっかりと踏まえて取り組ん

でいきたくと存じます。

来年度予算におきましても、コーパス—国語のデータベース—を確立する予算を要求しておりますが、信頼される国語の確立が文化庁国語課の原点でございます。国立国語研究所との深い連携を前提に、文化庁国語課の 150 年に及ぶ原点として、しっかり取り組むたいと思っております。

また、日本語教育分野におきましては、委員の皆様に変な御尽力を頂きまして、今年 6 月に日本語教育機関認定法が国会で成立し、来年 4 月から施行されることになりました。

この件につきましても、信頼される国語を前提とした日本語教育の質をどう高めていくのかということを中心に、入国管理の問題や、技能実習の問題、日本における人材の流動性の問題といった様々な要素がある、極めて難しい課題ですが、日本語教育機関認定法の施行に向けて、委員の皆様日本語教育の質を高めるという観点から、様々な御議論を賜っているところでございます。重ねて感謝を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、忌憚^{たん}のない御意見を賜りまして、今後とも是非御指導いただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○浜田分科会長

ありがとうございました。

それでは、議事に移ります。前回の国語分科会から、およそ半年が経過していますので、まずは、国語課題小委員会、日本語教育小委員会、それぞれの審議状況について経過報告をしていただき、その後、意見交換を考えております。

(1) 国語課題小委員会の審議状況について、同小委員会主査である森山副分科会長から御説明をお願いいたします。

○森山副分科会長

これまでの国語課題小委員会の審議内容について報告いたします。

まず、配布資料 2-1 「国語課題小委員会におけるローマ字のつづり方に関する委員の意見(案)」を御覧ください。

今期は、前の期にまとめていただいた「国語分科会で今後取り組むべき課題(報告)」で、今後 5 年から 10 年ほどの間に取り組むべき課題のうち、一つ目に挙げられていた「ローマ字のつづり方に関する検討」を進めています。これは昭和 29 年に内閣告示として実施され、その後改定されることなく現在に至っている「ローマ字のつづり方」について、その内容を見直し、今後の社会生活に資するための統一的な考え方を示すことも視野に検討するものです。

これまでローマ字団体、言語学、国語教育、英語関係、音声学・音韻論などの関係者や専門家からヒアリングを行うなど、ローマ字に関する課題を整理するとともに、意見交換を行ってきました。配布資料 2-1 は、これまでの議論の中で委員から出された意見をまとめたものです。お時間のあるときに御一読いただくと審議の様子もお分かりいただけることかと思えます。

このローマ字のつづり方に関する検討はやっと本格化してきたところであり、現段階において具体的な方向性が定まっているわけではありません。今後、大きな方針を定めるところから詳しく検討していくこととなります。

また、検討に当たっては、必要な調査を実施し、現在の一般の社会生活におけるそれぞれの課題の実態を適切に把握し、審議に反映させることが大切です。これまでも、「国語に関する世論調査」を活用して人々のローマ字に関する意識を確認するとともに、新たに「ローマ字のつづり方に関する実態調査」を実施し、今年度中に結果を得ることができるよう、手続を進めているところです。

ローマ字のつづり方に関する検討については、少なくとも来期までは審議を継続する予定です。10月以降、まずは70年もの間、着手しないうえに内閣告示の扱いをどうするかといったことを含めて、検討を進めていきたいと思っております。

続いて配布資料2-2「日本語のデジタル言語資源の整備に関する国語分科会の見解(案)」を御覧ください。これは国語課題小委員会でもまとめた案です。

今年に入って、ウェブ上の巨大なデータを利用したテキスト生成型AIに関する話題がメディアを通して聞かれるようになったと思いきや、瞬く間にいろいろなところで広く使われるようになってきています。このことについては今期の国語分科会や国語課題小委員会でも話題になり、言葉に関する事柄として国語施策の観点からも留意していくことが必要であるといった御指摘などを頂いてきました。ウェブデータの扱いなども問題点の一つとして指摘される所です。

一方、例えば国語施策に関わる常用漢字表の改定などに際しての調査では、ウェブデータよりもむしろ書籍や新聞をはじめとする、出典のはっきりした印刷物を、より確実に信頼の置ける資料として活用してきたという経緯があります。その点で、今後ウェブデータを基にした大規模言語モデルとは別に、ウェブにはない書籍など、紙媒体の自然言語データを対象とした質の高いデータベースが随時必要になると思われまゝ。AI時代においても、そのような精度の高い、緻密な言語データを確保しておくことの重要性が、改めて確認されているとも言えるのではないのでしょうか。

そういった観点から、これからの国語を考える上で信頼できる言語資源として、どのようなものが必要であるかを考えたときに、有効で現実的な選択肢として、国立国語研究所が平成23年に公開した、現代日本語書き言葉均衡コーパス(Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese)一略してBCCWJ一を挙げるすることができます。

ただこのコーパスは、作成されて以来、まだ本格的な拡充はされてきていません。これを更に整備・拡充することによって、これからの時代においても、より確実に信頼の置ける言語資源を確保できるのではないかということが、国語課題小委員会でも話題になっています。開発に関わった国立国語研究所の小木曾教授からのヒアリングを実施するなどした上で、日本語の言語資源としてのBCCWJの整備を新たな施策として取り上げてはどうかということが、小委員会の一致した意見となっています。

こうした国語課題小委員会での検討を受けて文化庁でも、信頼の置けるデジタル言語資源の整備について、国語課における新たな取組として進めていくという方向で検討されていると伺っています。

そこで本日、皆様に御賛同いただけるのであれば、日本語教育小委員会を含む文化審議会国語分科会として、誰もが安心して利用できるような、信頼の置ける日本語のデジタル言語資源の整備を国に提案するように、意見をまとめていければと思っております。

その案を、配布資料2-2「日本語のデジタル言語資源の整備に関する国語分科会の見解(案)」としてお示ししました。これは、今後文化庁、文部科学省をはじめ、政府内での施策の検討や予算の要求などの際に活用していただくことを意識して作成しています。既にお読みくださっている方も多いと思っておりますが、簡単に内容を紹介いたします。

見出しの「1 社会の技術の変化と言葉の在り方」、「2 信頼できるデジタル言語資源としてのコーパス」では、世の中の目まぐるしい変化が言葉に及ぼす影響を踏まえ、いざというときに安心して頼りにできるような言語資源が必要であることを指摘しています。

「3 BCCWJの優位性」、「4 BCCWJの課題」では、信頼の置ける言語資源の有力な候補として、国立国語研究所の現代日本語書き言葉均衡コーパス(BCCWJ)の優れた点を示すとともに、残念ながら現在から遡って20年近く前のデータで

あり、その後データが追加されていないということを課題として指摘するものです。

「5 BCCWJの可能性」、「6 国語施策としてのデジタル言語資源の整備」では、BCCWJが再整備された場合に、信頼の置ける言語資源としてどのようなことが期待できるかを示し、データの追加と整備の取組を、今後は国語施策として定期的に行っていくことが望まれるといったことを提案しています。

委員の皆様も御存じのように、このBCCWJは、日本語の研究者、また日本語教育に関わる方々にとっては大変親しみのある、欠かせないものになっていると言えるかと思えます。さらに、出版社での辞書の編纂^{きん}や、IT企業でのデータ活用など、民間でも広く用いられており、将来にわたってデータが追加され、整備されていけば、活用の範囲は更に広がります。加えて、その時々における日本語の姿を残す、ある種の文化財としての価値も生じるものと思われま

す。よろしければ、国語分科会の総意として、配布資料2-2の案をお認めいただけると幸いです。

以上、今期これまでの国語課題小委員会における審議内容について御報告いたしました。

○浜田分科会長

ありがとうございました。

ローマ字のつづり方について、また日本語のデジタル言語資源の整備についての2点、御説明いただきました。それぞれ分けて、御意見を伺おうかと思えます。

まず、ローマ字のつづり方に関する検討について、御質問、御意見はございますか。
(→ 挙手なし。)

今後、実態調査も踏まえて更に御検討くださるということです。社会全体にとって、より望ましい在り方を検討していただくことを期待したいと思います。

では、日本語のデジタル言語資源の整備について、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

○石黒委員

御説明ありがとうございました。私は国立国語研究所を代表しているわけでもなく、また日本語教育分野の人間ですので、飽くまでも研究所の一員としての意見になりますが、非常に有り難い御提案だと思います。国語研究所がBCCWJの拡充を行えていないのは、大学共同利用機関法人になったということも影響していますが、砕けた言い方をすると、それを担う人の問題があります。もう一つ、一研究所として予算の限界があるということです。それを文化庁に続けていただけるということになりま

すと、大変有り難いことだと思います。今、森山副分科会長からも御説明があったように、本当に大事な資源ですが、随分前のデータであり、「現代」と言えなくなるぐらい古くなってきてしまっています。まだ更新されないのかと、年中周りから言われております。そのように非常にニーズも高いということもありますので、大変有り難い御提案を頂いたと感じております。

実際にこれを進めていこうとするときに、国立国語研究所は、一度そうしたものを構築したノウハウがあるので、その辺りを共有して進めていくということになるかと思えます。それについていろいろ考えることがありますが、まず一つ、そのBCCWJが公開された当時と今とでは、私たちの書き言葉との接点が、随分変わってきている気がします。

国民は個性がありますので、どういう活字に触れているかは、本当に一人一人違うと思えますが、その平均値を求めていこうとした場合に、当時は、まずは公共の図書館

と書店がそのモデルになったのではないかと思います。本屋さんにたくさん並んでいるようなものが、その基準になるのではないかと考えて設計されています。

今だと、それはスマホ、タブレット、パソコンなどのデジタルデバイスになるでしょう。昔は、紙で比較的長い文章に接することが多かったと思いますが、今は、本当にデジタル化が進んで、非常に断片的なテキストに年中さらされるというように私たちの生活が変わってきていると思います。

BCCWJの一つの特徴としては、その代表性があります。ウェブコーパスの方がずっと量が多いのですが、BCCWJは、量がとても多いわけではないけれども、最大公約数的に国民生活を考えた場合に、どれぐらいのものに接するかという配慮に基づいて設計されていました。それが、当時と今とではもう随分違ってきているということがあります。

したがって、設計が難しいと思います。BCCWJのコンセプトを引き継いでいただくと、当時と今とどれぐらい変わっているかと比較はしやすいです。一方で、現代生活を考えた場合、その当時の代表性と今の代表性というものは、違うのではないかという気がします。

私は後者の現代的な代表性が大事かと思います。その辺り、文化庁はそういう調査に力を持っているので、一体どのようにデジタルデバイスに私たちが接していて、どういうものが私たちにとって代表性のあるものなのかということを、是非調査して進めていただきたいという希望があります。

二つ目です。BCCWJを構築する際に大きな問題になるのは著作権の問題です。著作権を一つ一つクリアしていくのは非常に大変な作業で、データを構築するよりも大変かもしれないくらいです。

ただ、これも有り難いことに、文化庁は著作権に最も詳しいところですので、どういう対応が適切かというのは、国立国語研究所以上に適切な対応を取っていただけるといふ信頼感があると思います。著作権をめぐる状況も当時と変わってきていますので、是非文化庁の知見を生かして進めていただきたいという希望を持っています。

三つ目に、アクセスのしやすさという問題があります。現在、BCCWJの公開のされ方には、主に二つの窓口があります。

一つは「中納言」と言われているものです。国立国語研究所のコーパスは、書き言葉だけがあるわけではなくて、話し言葉や、日本語学習者、方言、歴史など、様々なコーパスが並んでいます。中納言を開くと、その林立している中の一つとしてBCCWJが位置付けられていて、研究者にとっては、いろいろな比較ができるので、中納言というインターフェースは大変有り難いものです。しかし、一般の方がぱっと調べようというときには、決して便利ではありません。登録も求められるし、使い方もやや複雑で専門的ですので、少し難しいところがあります。

もう一つ、「少納言」という、登録が不要なものもあります。実は少納言も維持していくのがとても大変な状況です。最近仕様が少し変わりましたが、使い勝手は、少し面倒でスピードも遅いところがあります。

著作権の問題とも絡んで難しいところですが、できるだけ一般の国民の方々に開かれたものにしていくということを考えると、一般の方にとって本当に検索しやすいものに変えていく必要があると思います。中身もそうですが、インターフェースというか、入り口、窓口も変えていく必要があって、そこもまた文化庁主導で進めていくのは非常に良いことかと思えます。

4点目に、日本語教育という観点から申し上げますと、このようなBCCWJで集められるような言葉は、結構難しい日本語だと思います。そのような難しい日本語というものは日本語の実態を反映しているので大切ですが、同時に、易しい日本語コーパスというか、学習者にとって入り口として、もう少し平易な日本語にアクセスする

ためにはどうしたらいいかということもあります。日本語教育の観点からすると、もし可能であれば、並行してそういうものも作っていただければと思います。

勝手に夢ばかり申しましたが、予算も人手も掛かることですので、難しいところもあるかと思います。しかし、この問題は非常に大事なことで、日本の文化を支えるものであるということを強く言っていただいて、是非そのような十分なサポートの下に進められることを希望します。

長くなって申し訳ありません。以上です。

○浜田分科会長

ありがとうございました。

実際にデータベース整備を進めていく際の重要なポイントとして、現代語の実態をどのように反映させるか、そして著作権の問題、検索のしやすさ、日本語学習者が活用するという点への配慮、そういった点について御意見を頂きました。

ほかに御意見等ございますか。

(→ 挙手なし。)

先ほど森山副分科会長からもお話がありましたが、この配布資料2-2「日本語のデジタル言語資源の整備に関する国語分科会の見解(案)」を国語課題小委員会から御提案いただきまして、この国語分科会からも承認させていただき、国への提案として、予算要求も含め、事業推進の後押しとなるように活用していただきたいと思います。御承認をいただけますでしょうか。

(→ 国語分科会、了承。)

ありがとうございます。それでは、先ほどの石黒委員の御意見も反映するような修正を加えることも考えられますが、修正については分科会長である私に御一任いただければと存じます。

(→ 国語分科会、了承。)

どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。(2)日本語教育小委員会の審議状況について、日本語教育小委員会の主査である私の方から御説明いたします。

日本語教育小委員会においては、今年度、大きく二つの課題に関する検討に取り組んできました。一つは前期から継続の「日本語教育の参照枠」補遺版に関する議論、もう一つは、先ほど合田次長の御挨拶にもありましたように、5月に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」一略称して日本語教育機関認定法と言っています—これに関する検討です。

日本語教育小委員会を4回、設置された三つのワーキンググループを3回開催しています。このうち、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループにおいては、昨年度までの議論も踏まえながら、補遺版に含めるべき内容と、補遺版の構成について検討が行われています。

また、日本語教育機関認定法については、二つのワーキンググループを設置しています。「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ」、つまり日本語教育機関の方の基準について議論するもので、もう一つは、「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ」、要するに養成や教壇実習に関する手続きを検討するものです。

このうち、日本語教育機関の方、「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ」では、日本語教育機関の認定に必要な認定基準の検討と、認定を受けた日本語教育機関が日本語教育課程(カリキュラム)を編成するに当たってよりどころとなる指針などの検討を進めているところです。

もう一つの「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ」では、国家資格として創設される登録日本語教員の養成に向け、登録実践研修機関一つまり教壇実習を行う機関一と、登録日本語教員養成機関一その養成の方を行う機関一これらの登録要件等について検討を行うとともに、養成に関するコアカリキュラム一この内容については最低限学んでくださいといったところについても検討を始めたところです。

日本語教育小委員会では、これら三つのワーキンググループからの報告を受けながら、それぞれの議題について活発に御意見を頂いています。日本語教育について非常に大きな、歴史的な転換点ともなる議論ですので、本日は是非国語分科会の委員の皆様からも、いろいろな御意見を頂戴できればと思います。

資料に基づき、制度に関する内容については、事務局から説明をお願いします。

○小林日本語教育推進室長

資料が多くて大変恐縮ですが、配布資料3から11について、画面共有しながら御説明させていただきます。

配布資料3「日本語教育機関認定法の省令等のパブリックコメント資料」を御覧ください。

これまでの背景を申し上げますと、今年6月に日本語教育機関認定法が公布されました。法律の施行は令和6年度からです。それまでの間に、法律で規定されている政省令で定めるべき事項に関し、日本語教育小委員会で御議論を進めていただいているところです。

配布資料3は、日本語教育機関認定法に関する省令について、8月から9月の間に行ったパブリックコメントについてのものです。まずその省令案について御説明いたします。

2ページを御覧ください。大きく二つの点があります。一つは日本語教育機関の認定基準を作るというもの、もう一つは主に日本語教師の養成機関の基準についてです。

まず、「認定日本語教育機関の認定基準」に関する省令等案です。2ページ上段は、認定基準の構成です。法律の基準に沿い、「教員及び職員の体制」、「施設及び設備」、「日本語教育課程」、そして「学習上及び生活上の支援体制」という項目立てがされています。

認定基準は、留学については元々法務省で日本語教育機関の告示をしていました。今回の法律の目的として教育の質を担保するということがありましたので、教育の内容という点を、これまでの基準に加えるという考え方で行っています。

3ページを御覧ください。認定日本語教育機関の認定基準の総則一基本的な考え方です。認定を受ける際の最低基準ということで、今後認定を受けていただくところは、こうした基準を満たすことが要件となります。

二つ目の○です。今回の認定の対象となる教育機関の類型として、留学、就労、生活の三つの分野に関して、日本語教育を行っている機関を認定するという考えです。

三つ目の○です。今回の認定の対象になりそうなところとしては、例えば留学ですと、これまでの法務省の告示機関や、大学の留学生別科です。また、就労や生活は、それぞれこれまで就労者や生活者に対して日本語教育を行ってきた団体や地方公共団体といったところが今後認定を受けていただく対象となるのではないかと考えております。

4ページを御覧ください。具体的な基準です。細かいものですので、ポイントをかいつまんで説明いたします。認定基準は、留学、就労、生活のそれぞれの類型で少し違う点もあります。まず留学の基準を御説明いたします。

教員及び職員の体制です。一つ目の○で「校長を置くこと」とあり、そして教員数や

本務等教員一本務をしていただく教員一の数の基準をこの認定基準の中で定めています。これは省令です。今後具体的に文部科学省で認定をしていく際の更に細かな考え方は、この後の資料にもありますが、細則という形で考えているところです。教員、職員の体制はこのような数で考えています。

5 ページの一番下の○を御覧ください。今回の法令の理念としては、教育の質を高めるということです。認定された日本語教育機関も、その教員の皆様に、質を高めるような研修をしっかりと行っていただきたいということで、そうした研修を実施する体制を備えていただくことを認定基準の要件としたいと考えております。

6 ページを御覧ください。施設と設備です。文部科学大臣が認定する教育機関になるので、教育機関としてしっかりとした環境であることに加えて、継続的、安定的にそうした学校の経営ができることを要件として求めたいと考えております。例えば一つ目の○ですが、校地や校舎の位置として、教育上及び保健衛生以上適切なものということで、勉強していただくのにふさわしい環境を求めたいと考えております。

二つ目の、校地、校舎も同じ考え方です。しっかりと施設で行っていただきたいということで、自己所有、かつ負担 附 きでないこと、賃借の場合は、ある程度長期的、安定的に借りられていることを要件として、教育の安定、継続性を担保していきたいと考えております。

7 ページを御覧ください。今回の基準は、これまで法務省の告示基準に倣っているところも多いのですが、日本語教育課程の部分では、新しく定めていることも多くあります。

一番上の○です。日本語教育課程はそれぞれの留学の目的が様々にあると思いますが、留学の目的に沿った日本語能力を習得させることを目的とすることとしています。その認定を受けるところは、参照枠のB 2 レベル以上に到達できるような教育内容を持った課程を一つ以上置くことということで、そうした到達点も意識した教育課程を組んでいただくことを要件にしたいと考えております。

五つ目の○です。年間の授業時間数は、1年にわたり760単位時間以上となっています。認定の対象になるところは、大学などの留学生別科も入ってくると思っておりますが、そうした場合は、その後の履修、学習の継続も考慮するというので、大学又は専門学校である場合、その760単位時間のうち160単位時間を上限に、一定の科目に関して授業時数を減らすことができるようにしたいと考えております。

8 ページを御覧ください。三つ目の○です。教育課程を考えていただく際、課程全体の中で五つの要素、聞く、読む、話す（会話）、話す（発表）、書くの全てを盛り込んで、バランスの取れた日本語能力を養成できるような課程を組んでいただきたいと考えています。

下から二つ目の○、授業の形態です。授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれか、又はこれらの併用となっています。留学に関して、基本的には対面の授業形態をお願いしたいと考えており、オンラインの形態はここには含まないということで考えています。諸外国から日本語を学びに来られている留学生の方を対象にする施設ということで、対面で授業を行うことを基準としたいと考えております。

10 ページを御覧ください。学習上及び生活上の支援体制です。法律でも盛り込まれた部分ですが、一つ目の○、母語支援等の学習に困難を抱える生徒の支援のために必要な体制の整備です。いろいろな国から学生が来られる中で、来日当初は、まだまだ日本語ができないということもあると思います。そうした観点での支援や、学習が遅れてきたといった場合も支援をするような体制を学内で整えていただきたいという趣旨です。

三つ目の○です。災害等で教育を継続することが困難な事態への備えです。昨今で

も大きな地震など、残念ながら度々ありますが、事前に備えとして、転学支援など、学生の学習の継続ができるよう、何らかの措置を講じておくという規定を盛り込みたいと考えています。

留学に関しては以上です。次の 11 ページからは、就労、生活に関してです。基本的な考え方は留学と同じで、大体同じ規定が並んでいますが、少し違うところについて御説明いたします。

14 ページを御覧ください。就労、生活で、予想される大きな違いとしては、留学の場合は、平日の明るい時間帯に学習に来られることが主に想定されますが、就労や生活の場合、日本語教育機関で学ばれる方は、ふだん昼は仕事をしている場合もあり、様々な時間帯、曜日が想定されます。また、一つの場所に集まって授業を受けることが難しいことも想定されます。企業や地方公共団体等、他者と連携して授業を行う場合、授業を校舎以外の場所で恒常的に実施することが可能であるとして、多様な場所で授業を行うことを想定した基準にしております。

この場合であっても、教室の要件や、③のような遠隔授業の要件などはしっかり満たしていただきたいと考えております。

15 ページを御覧ください。就労、生活に関する教育課程です。一つ目の○で、先ほどの留学では B 2 レベルでしたが、就労、生活では B 1 レベルに到達できるような教育課程を組んでいただきたいと考えております。

四つ目の○です。B 1 レベルの課程ということで、授業時間数もそれに応じて、350 時間以上、A 2 レベルまでは 200 時間以上としています。これはこれまでの日本語教育小委員会の御議論の中で出されてきた数字です。こうした授業時間数を最低限求めていき、そのレベルに到達できるような教育課程を組んでいただきたいと考えています。

16 ページを御覧ください。二つ目の○です。留学と大きく異なる点として、就労、生活は、遠隔授業は 4 分の 3 まで可とし、ある程度オンラインの授業ができるよう考えています。4 分の 1 以上は対面をお願いしたいと考えております。

17 ページを御覧ください。学習上及び生活上の支援体制です。一番下の二つの○です。就労であれば、その外国人を雇用する事業主との連携、生活であれば、地方公共団体との連携は欠かせませんので、教育課程などの編成の在り方に関しても、しっかり連携を組んで取り組んでいただきたいと考えております。ここまでが認定基準に関するものです。

18～22 ページは、認定基準ではありませんが、今回の法律では認定機関に対し、情報公表、自己点検評価、文部科学大臣への定期報告が義務付けられましたので、どのような点を実際に自己点検、定期報告などするかという点を省令で定めたいと考えています。以上が認定基準についてです。

23 ページからは、日本語教師の養成機関に関してです。24 ページ下段の、日本語教育機関認定法施行規則のところ、5、6 の部分で、具体的にどのように申請いただくか、指導者はどうあるべきかといった点を省令で定めていきたいと考えております。

25 ページを御覧ください。具体的にどう進めていくかといった申請のイメージ図です。既に大学など日本語教員の養成機関は多数あり、今後そうしたところから登録申請をしていただけないかと考えています。

仕組みとしては、まず文部科学省に、来年以降登録の申請をしていただきます。登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関どちらの場合も、文部科学省、審議会は、登録要件をしっかりと満たしているかという点を確認します。今後それを省令で定めるわけですが、例えば省令で定めた科目になっているか、指導者は省令で定める資格・経験を有しているかという点です。登録実践研修機関に関して、法律で、研修の事務規程を文部科学大臣が認可するという規定になっていますので、そちらも併せて審査をするこ

とになります。そうした登録要件を満たしていれば登録されます。

登録実践研修と教員養成は、これまでも一体として行っていたところが多数あると思いますが、制度上は、実践研修と教員養成は別のもので、それぞれ登録していただく必要があります。ただ、1機関が両方の登録を受けて一体として行っていたことは可能となっている点、25ページの右側中段にも書いてあります。

具体的な基準について、27ページを御覧ください。実践研修機関や養成機関の科目は省令で規定することとしています。実践研修においては以下を取り扱うこととして、①オリエンテーションから⑥実践研修全体総括となっています。こうした項目を、⑤の教壇実習も含めて、最低45単位時間の中で行っていたこととなります。

養成課程も同様に①社会・文化・地域基礎から⑤言語基礎まで、こうした科目を375単位時間以上の中で行っていたこととなります。

これまで日本語教育小委員会の中で御議論いただいていたことも踏まえ、このような科目の設定を考えているところです。

28ページを御覧ください。実践研修と養成課程で、それぞれ指導者、教授者と呼んでいます。その要件です。具体的にこうした要件を満たしている方に、それぞれ実践研修、養成課程の科目を御担当いただくということで、登録審査をしていくこととなります。ここまでがおおよそ実践研修や養成機関に関することです。

33ページを御覧ください。話が変わりますが、日本語教育機関認定法の中では、認定日本語教育機関で日本語教育課程を教授できる方は、登録日本語教員という国家資格が必要となります。国が行う試験に合格した方が登録日本語教員となるということで、どのような試験となるのかという点について、省令で定めていくこととなります。

「日本語教員試験に関する主な規定」というところの二つ目の○を御覧ください。日本語教員試験の科目は、先ほど御覧いただいた、養成課程で学ぶ科目を基本としています。養成段階で学んでいただく内容を試験の中でも確認していきたいと考えております。

また、実践研修については、どのような方が受けられるかという点があります。実践研修を受けられる方は、基礎試験に合格した方か、養成課程を修了したか、修了する見込みの方ということで考えております。

36ページを御覧ください。登録日本語教員の今後の資格取得ルートです。大きく分けて二つ、養成課程機関のルート—養成機関でまず一定事項学んでくるというもの—と、試験のみを受ける試験ルートがあります。

養成課程機関ルートに関して、これは登録日本語教員養成機関の養成課程で学んでいるということで、基礎試験は免除となり、応用試験を受けていただきます。実践研修は養成機関の中で一体として行われている場合もあります。試験ルートに関しては、基礎試験、応用試験を合格した後に、実践研修機関による実践研修を受けていただくという道筋です。

37ページを御覧ください。経過措置についてです。5年間の経過措置を設定することで、現職の日本語教員の方に登録日本語教員へ移行していただくことを考えています。例えば民間試験に合格されているか、どのような養成課程を出られているかといったことを考慮し、様々な経過措置を5年間設けて、円滑な移行となるよう考えているところです。

ここまでが、パブリックコメントでお示しした省令案で、これまで御審議をいただいていたものです。

配布資料4以降は、この省令に基づいて、来年具体的な認定や登録の際にどのような点を確認していくかといったことについてのものです。イメージとしては、省令の更に細かい基準として、審議会での認定の際に確認していく事項で、現在日本語教育小委員会でも御議論いただいているところです。

配布資料4「認定日本語教育機関の認定審査における審議会の確認事項（案）」を御覧ください。認定審査における審議会の確認事項です。来年度からは日本語教育が文部科学省に移管されることが法律でも規定されています。昨日から政令のパブリックコメントを行っていますが、来年度からはそういった教育の枠組みの中で審議会が確認するという流れになっています。

具体的な点は細かいこともありますのでポイントだけ御説明できればと思います。法律や省令ですと、ある程度おおまかな言い方になっている部分もありますので、具体的にどういう意味かという点を、こうした確認事項で細かく規定しています。

配布資料4の2ページを御覧ください。例えば（1）で、校長先生の要件として、「認定機関の運営に関し必要な見識」とあるのですが、それは一体何かというと、イからホの、関係法令の見識、人事管理、生徒管理といった観点があり、それらを総合的に見て必要な見識があるかどうかということになります。

（2）で、「教育に関する業務の経験」ということについて、教育といっても範囲が広いので、どういうところまで入ってくるかを定めて、来年度以降の審議会でも審査をしたいと考えております。

5ページを御覧ください。「施設及び設備」の（1）位置及び環境についてです。先ほど省令の説明の際に、勉強するのにふさわしい場所と申しましたが、具体的にどのような場所かということです。勉強するのにふさわしい環境、校舎については、安心して授業を受けていただくために、耐震性などもしっかり確認していきたいと考えています。現在、日本語教育小委員会で御議論いただいているところで、来年12月の施行に向けて、具体的な議論を更に進めていきたいと考えております。

配布資料5「認定日本語教育機関への実地視察について（案）」を御覧ください。来年度以降のことですが、認定された日本語教育機関に審議会が実地視察をするという枠組みを考えております。

1ページを御覧ください。「1. 趣旨」の（1）ですが、「教育の水準の維持・向上」一質の担保という観点で、認定した機関に関しても、その後、審議会でも実地視察を行い、確認していくという取組を、来年度以降行っていきたいと考えております。法律では、立入検査といった規定もありますが、それとは別の枠組みで、質の確保という観点から見ていくものです。

「2. 実地視察方法」の（1）は、どのようなところを見ていくかということです。

※のところですが、実施体制を踏まえて実施機関とその数は毎年決定していきたいと思います。具体的には、認定された期間から定期報告をしていただきますので、定期報告に基づいて、課題があると思われるところや、また、すばらしい教育を行っていたという好事例となるようなところを中心に選定していきたいと考えております。

（2）実地視察の内容は、教育の内容を確認していくことになります。こうした実地視察に関して仮に課題や問題点、また法令上問題があるところを発見した場合には、最終的に文部科学大臣に意見を述べるという形を考えております。

配布資料6「認定日本語教育機関教育課程編成のための指針（案）」を御覧ください。来年度以降、留学に関しては、到達目標B2レベルの課程を設けていただきたいということでした。日本語教育機関がどのように教育課程を編成していけばいいかという指針を御議論いただいています。

1ページを御覧ください。指針の目的、一つ目の○ですが、認定日本語教育機関の立場からは、どのような到達レベルか、どのような評価方法かといった点を明確にすることによって、教育の水準を確保するということです。認定教育機関の観点からは、教育課程を編成する際によりどころとして、この資料を活用していただきたいと考えております。

「考え方」に、「認定日本語教育機関は」とありますが、本指針で示された内容を踏

まえ、参照枠の考え方をよく確認していただきながら、目的や到達目標、学習目標に対応した教育内容を体系的に定めて、授業の計画を適切に設計していただきたいということで、実際にこのような教育課程を組んでいただいた後、認定の際にはそうした資料に基づき、認定できるかどうかを文部科学省でも判断していくということです。

「留意点」の一つ目の○を御覧ください。これは飽くまで枠組みを示しているものです。各機関で様々な日本語教育を既に行っている中で、各機関の独自性が教育課程に反映されるといったことを阻害するものではないということです。これからお示しするようなものをよく参照し、よりどころにさせていただいて、各機関の独自性は十分に発揮しながら、B2レベルまでの教育課程を組んでいただくことを考えていきたいと考えています。

配布資料6の最後に「3分野ごとに言語活動別の目標」として、留学、就労、生活それぞれについて、A1、A2といったレベルで、5分野ごとにどのようなことができるかという目標も記載してあります。

次の配布資料7以降で具体的に、留学、就労、生活のそれぞれについて、学習内容、評価方法、教材の選び方、授業の進め方といった点を記載しています。現在審議中ですが、今後認定を受けられるところは、こうした内容をよく踏まえて、教育課程を組んでいただきたいと思います。

続いて配布資料7「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に係る規程の審査基準（案）」、配布資料8「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の審査における審議会の確認事項（案）」に進みます。配布資料7と8は連携しているところがあります。登録日本語実践研修機関や日本語教員養成機関は、今後、研修事務規程などを作ってくださいわけですが、研修事務規程などを文部科学大臣が認可する際の審査の基準を配布資料7のように定め、審議会で確認するものに関し必要な考え方を配布資料8でまとめております。

まず配布資料7です。こちらは、実践研修機関や日本語教員養成機関に作成していただくことになる研修事務規程や、業務規程について、どのようなことを記載いただき、どのようなことを確認していくかということが書かれています。

1ページを御覧ください。登録実践研修機関では、実践研修の実施方法や、実施体制といったところです。三つ目の○です。実践研修をオンラインで行うことも可能ですが、教壇実習—実際に教壇に立っていただくという場—はオンラインではなく対面で行っていただくように考えております。

四つ目の○を御覧ください。教壇実習に関しては、5人以上の生徒に対して同時に行われる授業を想定しています。一方で、教壇実習機関が小学校等学校教育の現場で行う場合は、5人を下回ることも可能であるというように考えています。

※のところですが、法令上の関係で「授業の補助」と呼んでいるところです。教壇実習は、指導者の指導の下に、受講者自身が教壇に立って授業を行うことを指すと注意書きにしています。そういった形態で教壇実習ができているかを研修事務規程の認可の際に確認したいと考えています。

五つ目の○です。一人につき、45分以上の「授業の補助」を単独で2回以上行うという教壇実習を組んでいるところが研修事務規程の認可の対象になるということです。

2ページを御覧ください。「教壇実習機関に関する事項」です。原則は認定日本語教育機関となると思いますが、それ以外の場合の例外要件が書いてあります。

④は小学校等の場合の留意点です。受講者が小学校等の教員免許取得者又は取得予定者であって、登録日本語教員養成機関の登録を受けた大学が提供する養成課程を修了する見込みであること、このような形で要件を考えております。

5ページを御覧ください。教員養成機関は、養成業務規程というものを申請時に届

け出ていただきます。認可対象にはなりません。養成業務規程で、そうした要件を満たしているかを登録した後に確認します。変更命令といったことに該当しないかということで、こうした基準を作っています。

三つ目の○です。各科目の実施に関しては、受講者が授業時間の2倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラムとなっているかということです。学習内容をしっかり習得できるような時間的な余裕も含めて、授業を組んでいるかという点を確認したいと考えています。

このように、認可基準や養成業務規程について確認したいと考えています。

次に配布資料8「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の審査における審議会の確認事項（案）」です。先ほどの研修事務規程や養成業務規程の確認事項に加えて、最終的に登録する際に確認する点を整理したものです。

2ページを御覧ください。実践研修の養成課程もそうですが、授業の実施方法としては、今後定めるコアカリキュラムに照らし、指導者、教材、体系性といったものの適正性をシラバスで確認することによって、登録ができるかどうか確認したいと考えております。この考え方は実践研修も教員養成機関も同じです。

5ページを御覧ください。これまで日本語教育小委員会の御議論を御覧いただいた方は、教員養成機関の配置基準の考え方がどこに行ったのかとお思いだと思いますが、省内の法令部局との調整で、この部分に入っています。2の(1)です。養成課程の教授者の体制は、この部分で確認したいと考えております。収容定員数は133人に1人というのが基準にあります。そうした定員数に応じた本務等教授者が配置されて、かつ、最低3人を上回っているかを確認したいと考えています。

配布資料9「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関への実地視察について（案）」です。先ほど認定日本語教育機関に関して実地視察を行うことを説明いたしましたが、こちらの実践研修や教員養成機関に関しても同じ考え方で実地視察を行うことを考えています。

配布資料10「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関のコアカリキュラム（案）」を御覧ください。実践研修機関、養成機関のコアカリキュラムです。こちらも現在日本語教育小委員会で御議論いただいているものです。

1ページを御覧ください。「コアカリキュラムとは一基本的な考え方と留意点一」ということで、登録日本語教員として求められる資質・能力を養うために共通して学習・習得が必要と考えられるものを、このようにまとめていきたいと考えています。

コアカリキュラムに記載している「必須の教育内容」は、教員養成で扱うべき必要最低限の項目です。現在日本語教員養成を行っている大学等においても、様々な科目設定が行われていますが、こうした内容を基礎として最低限行っていた上で、独自の教育、学習内容を定めていただくことは可能です。

三つ目の○です。養成段階修了時に身に付けておくことが望まれるものです。初任、中堅段階、その先で身に付けるべき内容については、ここでは言及していないということ整理しています。

2ページ以降で、全体目標、学習項目、到達目標からなるコアカリキュラムが書かれています。これは、現在日本語教育小委員会で御議論いただいているのですが、年末までにおまとめいただき、来年度からの審査につなげていきたいと考えております。

最後に配布資料11「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの審議状況報告」です。昨年度から補遺版の検討に関して検討いただいています。

目的としては、C E F Rが公開されてから20年以上が経過し、近年における欧州の動きを捉えるということです。補遺版が2018年、2020年に公開されていることを踏まえて、補遺版で示されたものについてどのように扱うか、検討を行っているところです。

1 ページを御覧ください。現在の検討状況は、第 3 回目まで終了しているところで、骨子案の検討が現在進んでいます。年度内は第 5 回目までの開催を予定しています。今後更に議論が進んでいく予定ですが、現在の状況を簡単に報告させていただきました。

資料の説明は以上です。

○浜田分科会長

本当に多くの内容について御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして御質問、御意見等をお受けしたいと思います。省令を定めるための認定基準や、認定基準で具体的に何を認定審査のために確認していくかといったことから、指針、コアカリキュラムまで、多くの内容がありました。いかがでしょうか。

○長山委員

私は日本語教育小委員会のメンバーで、小委員会で議論されていたことではありませんが、少しお話しします。配布資料 3 の 16 ページにオンラインに関する記述があり、4 分の 3 までであればオンラインを認めるという形になっています。ここの部分についてはワーキンググループでも小委員会でも一私もそうですが、ほかにも複数の意見でフルオンラインを認めるべきではないかという意見が出ていることを付け加えさせていただきます。

日本語教育を必要としているが届けられていないという人たちに対して届けることは、本当に日本語教育の質にも関わることだと思います。オンライン 4 分の 3 ということで、遠隔地、空白地帯の人は結局出られないということになりますし、働きながら学んでいる人が、仕事が終わった後に会場まで行けない、あるいは子育てがあつて行けないということになります。そういう人たちに対して届けることを考えると、フルオンラインの課程は必須だと思っています。そういった議論もあることを付け加えさせていただきました。

○浜田分科会長

御意見ありがとうございました。

ほかにもありましたらお願いいたします。

○西村委員

今回御説明いただいた中で、配布資料 3 の 36 ページに教員の資格ルートの図があったかと思います。教員の試験というものがあり、その試験の実施回数に関して、来年度の部分では 1 回ということでお話を伺っています。

これに関して、やはり複数回、行く行くは C B T 化といった形で、試験の機会を適切に増やしていくことが重要ではないかという意見を持っています。日本語教育機関の周りの者から同じような意見を多数聞いています。参考資料 4 「日本語教育機関認定法の省令等案のパブリックコメントに寄せられた主な御意見」にもその点が触れられています。

それから、寄せられた意見の二つ目、三つ目の○が連動しているのではないかと思います。本務等教員を機関ごとに算出するようにしてほしいという意見、それから本務等教員の配置は 60 人に対して 1 人にしてほしいというようなことが書かれています。本来であればしっかり教育を充実させたいというところではありますが、教員が非常に不足しているというような現状があります。

加えて、今後新しい制度に移行していくときに、現職者が順調に移行できるのかど

うか、新たに教員になろうと思っている人たちが充実した機会の中で教員を目指していけるのかどうかといったところに不安を感じていることが、こういった意見につながっているのではないかと思います。来年度はまずしっかり新しい制度での試験を実施いただいて、それから試験の実施回数を着実に増やしていくといったことを、是非目指していただきたいと感じています。

長くなりますが、もう一点あります。配布資料6「認定日本語教育機関教育課程編成のための指針（案）」の32ページのところです。「日本語教育の参照枠」に関する学習時間の目安が、A1からC1レベルにかけて表になって出ています。これを拝見してとても分かりやすいと思った一方で—これは個人的な自戒の念も込めてですが—ここにある100時間なり150時間なりを学習すればA1、B1レベルになるということではないと改めて感じているところです。

お示しいただいているように、今後 Can-do Statement といったものを適切に活用して、それぞれの教育機関が何を指すのかをしっかりと自分たちで考えた上でカリキュラムを組んで、その上で学習者の日本語力を高めていくということが必要だと思います。単に何時間やったらどのレベルになるといったことではないということも併せて意識しておく必要があるかと感じました。

○浜田分科会長

ありがとうございます。先ほどのフルオンラインの御提案も含め、非常に重要な御指摘だと思います。今回は全て実現することは難しいかもしれませんが、これから制度が運用されていく中で、必要な見直しがあれば、重ねて検討していくべきだと思います。学習時間については、恐らくこれから実態を踏まえて、いろいろな研究、実践の積み重ねをしていく中で、本当に何時間が適切なのかということも検討を続けていく必要があるのではないかと思います。貴重な御指摘ありがとうございます。

それでは、そのほか御意見、御質問等ございますか。

○松岡委員

1点目は先ほどの学習時間に関することです。語学の学習時間については、単純に学習時間何時間ということでは区切れないと思います。集中してやるのか、それとも1週間に何回とやるのかということで、変わってくるのではないのでしょうか。その辺りは検証しつつ、時間を掛けて進めていただければと思います。

2点目はスケジュールについては、先ほど事務局から、年内に省令を出すという話がありました。日本語教育機関、養成機関、実践機関は申請を出すに当たって、いつからどのように準備したらいいのかということが気になっているところだと思いますので、大体の目安を教えてくださいたいと思います。

以上2点です。

○浜田分科会長

ありがとうございました。学習時間については先ほどコメントさせていただいたとおりです。

申請の目安については、後ほど、事務局からまとめて回答していただければと思います。

続いて、真嶋委員、お願いいたします。

○真嶋委員

教壇実習の場所について、当初は少し心配していましたが、配布資料7で、学校等、小学校等も可能であり、その要件が細かく示されたことで、ある程度解決し、安心しま

した。しかし、そもそもこの日本語教育機関認定法に関わる省令等の総則にも、認定は留学分野、就労分野、生活分野の課程別に行うと書いてありますが、年少者については、今回の省令では書いてありません。

教壇実習を小学校等で行うことについて、小学校の教員になる予定の方々、あるいは既に教員免許をお持ちの方、持つ見込みの方はかまわないという作りになっていることを理解しました。これまで検討してきた留学、就労、生活という分野は、飽くまでも成人の日本語学習者を対象にしますが、成人と年少者を同じ枠組みで論じるのは危険を伴います。

子供にとって合っていない、あるいはきちんとトレーニングを受けていない先生になってしまうかもしれないので、そこは今後も絶え間なく検証を続けていく、さらに、検討を別枠で行う必要があるのではないかと考えています。今までの検討に関わっている委員の中に、多言語環境で育つ子供の全人的な生育、健全な生育について御専門の方が多くないと思いますので、そこは今後の検討課題だろうと思います。

○浜田分科会長

今後の検討課題について御指摘ありがとうございました。では、先ほどの御質問について事務局から説明をお願いします。

○伊藤課長補佐

松岡委員からスケジュールについて御質問がありました。松岡委員からも言及いただいたとおり、現在はまず、政省令からそれ以下のものも含め、様々なルールを年内に作成して、年明けから関係者に説明会を開きながら、周知活動を進めていきたいと考えております。

日本語教育機関の認定に関しては、来年の春頃を目安に、登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関については、来年の夏頃を目安に、初回の申請を受け付けられればと考えております。ただ、その初回の申請で、全ての機関に必ず申請していただくということではなく、5年間の経過措置を設けていますので、現行の機関はその経過措置の期間の中で新制度に移っていただき、新しく始めようとする機関にも、その中で申請いただければと考えているところです。

より詳細なスケジュールについては、ルールができたところで、年末までに申請のための手引等も作成する予定です。Q & A等も含め、年明けから、より詳細な御説明ができればと考えております。

○浜田分科会長

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。日本語教育小委員会以外の委員の方からも、御意見があればお伺いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

今日の御説明について、様々な御質問、御意見を頂きました。現在パブリックコメントも行われておりますので、そういったものも含めて、今後、諸規程の制定に向けて精力的に作業を続けていっていただきたいと思います。

今の御説明にもありましたが、今回、日本語教育の質を高めるということ、それから、日本語教員の不足という話もありました。できるだけ広く多くの方に興味を持っていただき、日本語教育、あるいは日本語教員養成に関わっていただくことも重要な目的だと思います。御配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の議事です。令和6年度概算要求資料の説明を、事務局からお願いしま

す。

○堀課長補佐

配布資料 12「令和 6 年度概算要求について」を御覧ください。来年度における文化庁国語課からの予算に関しては、大きく国語施策と日本語教育に分かれています。

まず、国語施策に関する要求内容について御説明いたします。

1 ページが国語施策の全体像です。国語分科会に関する予算は前年度から継続となっています。「国語施策の充実」として、これまで行っていた事業のほかに、今回新規事業を二つ要求しています。

2 ページを御覧ください。国語施策は、調査研究として、毎年度行っている世論調査のほか、現在御審議いただいているローマ字と、外来語に関して実態を把握するということが今年度調査を実施しています。来年度は、それを踏まえた意識調査を予定しています。

また、使用語彙に関する実態把握も、新規調査として要求しています。

国語問題研究協議会は以前から行っているもので、今年度は 8 月に実施しました。来年度も継続して要求しています。

今年度から行っている国語課題懇談会は、今年度は松山と京都で開催します。この国語分科会や国語課題小委員会で御審議いただいている内容を補完するような、地域の有識者の方々の議論を集約する場として来年度も要求しています。

危機的な状況にある言語・方言に関する調査研究事業も以前から継続的に行っており、方言に関する記録作成と、危機的な状況にある言語・方言サミットの開催、また、アイヌ語に関するデジタル化、アーカイブ化支援を継続して要求しています。

5 ページを御覧ください。「信頼できる言語資源としての現代日本語の保存・活用のためのデジタル基盤整備事業」として、本日御提言いただいたデジタル言語資源の整備を、来年度、2 億 4,500 万円要求しています。国立国語研究所で整備された「現代日本語書き言葉均衡コーパス」(BCCWJ)の拡充として、今後 5 年間、1 年間に 4,000 万語の拡充ということで要求しています。

文化庁としては、今回御提言いただいている配布資料 2-2「日本語のデジタル言語資源の整備に関する国語分科会の見解(案)」の内容と、関係各省、特に AI や、ウェブ上のデジタル言語資源に関する昨今の状況等を踏まえながら、信頼できる言語資源の整備として要求し、予算の確保に向けて取り組んでまいります。

6 ページを御覧ください。「国語に関するポータルサイトの開発・調査研究事業」です。戦後、審議会の委員の皆様方の様々な御提言を踏まえて、内閣告示などの形で、国語施策を進めてきました。しかし、こうした取組が国民にきちんと届いていないといった声があります。これまでの取組で、例えば「言葉に関する問答集」という刊行物がありますが、そういったものや、「敬語の指針」(平成 19 年文化審議会答申)、「公用文作成の考え方」(令和 4 年文化審議会建議)などについて、デジタル媒体で分かりやすく、動画を活用した形で発信していこうということで、新規予算として要求しています。

次に日本語教育施策について御説明いたします。7 ページを御覧ください。来年度から日本語教育施策に関しては文部科学省に移管されるということで、文科省の総合教育政策局の要求として整理しています。色が青地になっているのは文科省の色の枠組みです。

大きく二つの柱があり、一つは審議会関係です。来年度から日本語教育に関しては、中央教育審議会の生涯学習分科会で御審議いただくこととなります。現在の日本語教育小委員会は、そこで日本語教育部会として立ち上げることとなっています。その予算と、先ほど御審議いただいた機関認定法における認定審査、実践研修や養成課程機

関の登録審査に係る審査委員会について、来年度は多くの件数が見込まれるということで、その予算を要求しています。

もう一つは、「外国人等に対する日本語教育の推進」です。日本語教育推進法が令和元年に公布、施行されました。それに基づいて体系的に進めてきた取組を継続するという流れはこれまでと同じです。

8 ページを御覧ください。二つあって、一つが全国展開です。特に地域日本語教育の推進として、これまでと同様に都道府県、政令指定都市を中心とした体制作りを進めてまいります。今年度現在で 54 団体に参画いただいておりますが、来年度は更に 4 団体追加で、58 団体を見込んでいます。それに関する拡充予算を要求しています。

1 の②、空白地域の解消は、都道府県でなかなかうまく体制ができないような市区町村の空白地域に関しては、直接アドバイザーを派遣して、日本語教室の開設・安定化に向けた取組を継続的に支援します。ICT教材の開発・提供として日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」も来年度、言語を更に追加し拡充することを予定しています。

1 の③、様々な特定ニーズとして、障害の当事者など、いろいろな御事情を抱えた外国の方も、日本語教育に関しては、NPO法人や大学等を活用し、文科省から直接委託した形で展開する事業も拡充しています。

次に、8 ページの 2 のところです。「日本語教育の質の向上等」として、これまでと同様に、「日本語教育の参照枠」で令和 4 年から教育モデルの開発が行われています。今年で一段落となる予定ですが、来年度は、それを普及、活用するという事で予算を要求しています。

2 の②です。日本語教師の養成・研修に関する事業です。生活・就労・留学の面、また難民関係、児童生徒と、多種多様なカテゴリーに応じた日本語教室の現職日本語教師の研修を、今年度と同様に進めてまいります。

今年度から実施している拠点形成事業として、来年度から養成課程等登録制度が始まりますが、それに関して大学等を中心としたネットワークを作っただき、広く様々な方に裨益する拠点形成をしていこうという取組を進めてまいります。

また、日本語教師の学び直し・アップデート研修として、日本語教師を断念した方、職を離れている方などに関して、少しでも国家資格に興味を持っていただくためのオンライン研修を実施する取組です。今年度もコンテンツを作りますが、来年度も充実した形で実施し、経過措置期間中は文科省として広く実施研修を進めてまいりたいと考えています。

2 の③の資格の整備のところですか。詳しくは 14 ページを御覧ください。これは日本語教育機関認定法における環境整備に係る予算ということになります。

大きく三つあり、一つは日本語教員試験実施業務です。今年度、12 月 11 日に施行試験を行う予定です。来年度は、試行試験の 2 回目を実施するとともに、本試験の経費等を要求しています。

二つ目は、日本語教育機関の認定法ポータルについて、申請についてはウェブ上でできるようにするシステムと認定機関に関する多言語発信に関する認定法ポータルの構築を進めてまいります。今年度は試行検証ということで進めていて、来年度は文部科学省の認定法ポータルに関して構築する予算を要求しています。

三つ目は、登録日本語教員の経過措置に係る経験者講習実施業務です。現職の日本語教員の方々はこの経過措置期間に、一定の講習を受けていただくことで試験が免除されるよう検討を進めています。講習実施に関する業務の予算ということで要求しています。

15 ページを御覧ください。これは日本語教育機関認定法の施行に関する事務の経費です。コールセンターなど膨大な事務がありますので、それに関する諸経費等を要求

しています。

19 ページを御覧ください。条約難民と第三国定住難民等に対する日本語教育についてです。

条約難民と第三国定住難民に関しては、これまで同様に来年度も継続して支援してまいります。先般の出入国管理及び難民認定法の改正において、難民に準じる、補完的保護対象者という制度が成立し、今年の12月に施行予定となっています。それに係る日本語教育支援として、条約難民と同等の支援を行うため、その経費等を要求しています。ここに関しては、法務省、厚生労働省など、関係省庁とともに、必要な人員に係る予算を確保するよう要求しています。

説明は以上です。

○浜田分科会長

御説明ありがとうございました。

ただ今の説明について、御質問、御意見等があればお願いします。

○松田委員

質問というわけではないのですが、日本語教育の概算要求について、本当に重要な案件だと思います。予算についても積まれてはいるのですが、単年度の概算要求としてだけでなく、長期的にも安定した大規模な財源によって支えられながら予算措置が行われることを強く願っております。そうしないと実現が難しいところもあると思いますので是非そうできればいいと思いました。

○浜田分科会長

ありがとうございます。恐らく多くの方が同じ思いかと思えます。
ではほかにありましたら、お願いいたします。

○長山委員

2点あります。来年度の予算とは少し違う話かもしれませんが、今、「地域日本語教育の総合的な体制作り推進事業」で、地域日本語教育コーディネーターの取組が大分進んだと思っています。生活分野がメインになってくるかと思いますが、就労分野でも同じようなコーディネーターの働きができる人を将来的には育てていかなければならないのではないかと思います。

就労分野でも初任者研修や、日本語教育の参照枠を活用した教育モデル開発事業での教員研修を来年度の予算でも考えているかと思いますが、さらに、企業、業界団体などと調整しつつ、いろいろなプログラムを作っていける人というのを考えていってもいいかと、全体的な事業計画を聞いて思いました。これが1点目です。

2点目は、今言うべきことではないのかもしれませんが、予算との関係ということで話します。日本語教師の成り手が、今後、量として、どんどん増えていってもらわなければならないということ言えば、日本語教師で生活ができるだけのお給料がきちんと受け取れるような仕組みを作っていくことが、非常に大切なことではないかと思えます。

今、国や地方自治体が日本語教育に関する公示をして、競争入札を行うと、価格競争入札を行うところも結構あります。これは、国や自治体が率先して日本語教師への支払いのダンピングをしているようなものなので、良くないと思っています。標準的な謝金基準や、最低限幾ら以上といったことについて、予算の枠組みを作って業者を選定、発注するといった仕組みでも考えていけたらいいのではないかと思います。

○浜田分科会長

ありがとうございます。今、地域日本語教育コーディネーターが非常に活躍されている中で、就労の分野でも同じような役割が期待されているのではないかと、そして日本語教師の待遇の改善ということ、これは本当に多くの人に日本語教師になってもらうために必要なことだと思いますので、是非御検討いただきたいと思います。では、続けて永田委員、お願いいたします。

○永田委員

来年度も多くの事業に取り組んでくださり、ありがとうございます。先ほどの長山委員の発言とも関係するかもしれませんが、これまでも、例えば現職日本語教師研修プログラム普及事業に予算を多く付けていただいて、多くの知見が蓄積されてきているのではないかと思います。今後、登録日本語教員がそれぞれの現場に入っていくときに、初任あるいは中堅などの研修と一体化した進め方を考えていくのが大事になってくるかと個人的には思っています。これまでの蓄積を生かしつつ、そういった議論がこれから更に進んでいくといいと思います。

○浜田分科会長

ありがとうございます。これまでの研修の蓄積をどのように共有化して議論に乗せていくかという御指摘だったと思います。

ほかにございますか。

(→ 挙手なし。)

では、事務局から、幾つかの御指摘について説明をお願いしたいと思います。

○堀課長補佐

日本語教員の処遇や、就労のコーディネーターについて問題提起があったかと思えます。先ほど少し説明を割愛いたしました。16ページの「日本語教育に関する調査及び調査研究」というところがあります。審議会を補完するような総合的な調査研究を毎年度行っております。

来年度に関しては、2の④「日本語教師のキャリア形成等に関する調査研究」のところ。先般の国会においても、日本語教師の処遇について様々な問題提起を頂きました。それに関する実態把握や、その改善方策、また就労等、日本語教育コーディネーターの研修、資質・能力に関するモデルカリキュラム作成といったものに関する調査研究を要求しています。なかなか難しい問題はありますが、こうした実態把握を通じて、今後の施策等を打ち出していきたいと考えております。

日本語教師の研修事業については、令和2年度から本格的に行っていますが、登録日本語教員の国家試験が来年度から始まる中で、この研修事業も法体系上つながるよう、ノウハウ等を広く敷衍^{えん}して進めていきたいと考えております。

○浜田分科会長

ありがとうございます。

それでは、そのほか全体について、何かございますか。

○真嶋委員

一つだけ心配なところがあります。先ほどの概算要求で、日本語教育機関認定ポータルサイトを作って情報発信する話があったと思います。今後登録日本語教員の制度ができたとき、どのような個人情報をごどの程度どこに、といった登録する内容と、誰がアクセスできるのかといった情報の使い方、それと、日本語教師、あるいは学校に関

わるどんな情報がどのようにアクセスできるのかといったことなど、情報の取扱いで注意が必要かと思いますのでよろしくお願いいたします。

○浜田分科会長

ありがとうございます。ただ今の御質問について事務局から、今の段階でお答えできることがあればお願いします。

○堀課長補佐

御指摘くださりありがとうございます。今、御心配いただいている内容を含めて、今年度その認定法ポータルサイトに関する検証事業を実施しております。個人情報など、様々な課題等もありますので、そこを来年度きちんと運用できる形で進めてまいりたいと考えております。

○真嶋委員

よろしくお願いいたします。

○浜田分科会長

ありがとうございました。
それでは、ほかにいかがでしょうか。

(→ 挙手なし。)

では、本日の議事は以上とさせていただきたいと思います。

最後に、今後の本分科会の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○伊藤課長補佐

配布資料 13「文化審議会国語分科会における審議スケジュール」を御覧ください。
次回の国語分科会は来年3月11日を予定しています。本日と同じように各小委員会から御報告いただき、文化審議会総会への報告内容を審議いただく予定となっています。

○浜田分科会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第85回文化審議会国語分科会を終了いたします。皆様、御協力ありがとうございました。